

## 滋賀県立大学図書情報センター図書等利用細則

平成 7 年 10 月 3 日滋賀県立大学細則第 2 号

(趣 旨)

第 1 条 この細則は、滋賀県立大学図書情報センター利用規程第 9 条に基づき、図書情報センター（以下「センター」という。）が整備する図書、学術雑誌等（以下「図書等」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(図書等の種類)

第 2 条 図書等の種類は、次のとおりとする。

- (1) 図書
- (2) 学術雑誌
- (3) 視聴覚資料
- (4) その他の資料

(図書等の利用)

第 3 条 利用者は、閲覧室および開架書庫備え付けの図書等を自由に閲覧することができる。

2 利用者は、貴重資料室の図書等を閲覧しようとするときは、あらかじめ図書情報センター長（以下「センター長」という。）に申し出て、利用の承認を得なければならない。

(平 11・一部改正)

(閲覧席の利用)

第 4 条 利用者は、閲覧席を利用することができる。

2 利用者は、グループ閲覧室、個人閲覧席および教員閲覧室を利用しようとするときは、あらかじめセンター長に申し出て、利用の承認を得なければならない。

(冊数および期間)

第 5 条 図書等の貸出冊数および期間は、次のとおりとする。

区 分	貸出冊数	貸出期間
滋賀県立大学および滋賀県立大学看護短期大学部（以下「県立大学」という。）の学生 県立大学の科目等履修生 県立大学の特別聴講学生 県立大学の職員（非常勤の職員を含む。） 県立大学の研究生 県立大学の研修生	10 冊以内	3 週間以内

区 分	貸出冊数	貸出期間
県立大学の専任の教員 県立大学の非常勤の教員 県立大学の名誉教授 県立大学の客員研究員	20 冊以内	8 週間以内
その他センター長が適当と認めた者	5 冊以内	3 週間以内

2 センター長が必要と認めたときは、前項の貸出期間および冊数について特別の取扱いをすることができる。

(平 9・平 11・一部改正)

(貸出しできない図書等)

第6条 次の各号に掲げる図書等は、貸出ししないものとする。

- (1) 貴重資料
- (2) 参考図書(辞書、事典等)
- (3) 禁帯出の表示がある図書
- (4) 学術雑誌、最新号の一般雑誌
- (5) 新聞(縮刷版を含む。)
- (6) その他センター長が特に指定したもの

2 前項の各号に掲げた図書等であっても、センター長が特に必要と認めたときは、貸出しすることができる。

(平 11・一部改正)

(転貸の禁止)

第 7 条 利用者は、貸出しを受けた図書等を他人に転貸してはならない。

(返 却)

第 8 条 利用者は、貸出しを受けた図書等を所定の貸出期間内に返却しなければならない。

2 利用者は、次に掲げる場合には、貸出しを受けた図書等を直ちに返却しなければならない。

- (1) 利用者が、貸出しを受ける資格を失ったとき
- (2) 学生が休学するときまたは停学に処せられたとき
- (3) センターが図書等の点検または整理を行うとき
- (4) その他必要があると認め、センター長より返却を命じられたとき

(督促および貸出しの停止)

第 9 条 センター長は、貸出期間を過ぎても図書等を返却しない利用者に対し、督促を行う。

2 センター長は、前項の利用者に対し、図書等が返却されるまでの間、新規の貸出しを停止することができる。

(参考調査)

第10条 利用者は、教育、研究または学習のため必要とするときは、参考となる図書等の調査および学術情報の提供をセンター長に依頼することができる。

(相互利用)

第11条 利用者は、他大学図書館等の利用についてあっせんをセンター長に依頼することができる。

2 他大学図書館等からの利用の申し込みについては、学内の教育および研究に支障のない限り、これに応ずるものとする。

3 図書等の他大学図書館等との相互貸借について、必要な事項は別に定める。

(文献複写)

第12条 利用者が図書等の複写を希望するときは、著作権法(昭和45年法律第48号)第31条に規定する範囲内において、これを行うことができる。

2 次の各号に掲げる図書等は、複写することができない。

(1) 寄贈または寄託された図書等で、その寄贈または寄託条件として複写の禁止を定めたもの

(2) センターの設備の複写能力を超えるもの、または複写することによって図書等に損傷のおそれのあるもの

(3) その他、センター長が複写することが適当でないとしたもの

(他大学図書館等への文献複写依頼)

第13条 利用者は、他大学図書館等への文献複写の申し込みを依頼することができる。

2 前項の手続きに要する経費は、利用者の負担とする。

(委任)

第14条 この細則に定めるもののほか、センターの利用に関し必要な事項は、図書情報センター運営委員会の議を経て、センター長が別に定める。

付 則

この細則は、平成7年10月3日から施行する。

付 則

この細則は、平成8年4月1日から施行する。

付 則

この細則は、平成9年4月8日から施行する。

付 則

この規程は、平成11年4月6日から施行する。